

問題

繰延資産に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 繰延資産について、その意義を説明しなさい。
- (2) 繰延資産のうち、具体例を三つ挙げた上で、その繰延資産の償却方法や償却期間に触れながら、それぞれについて説明しなさい。

解答のポイント

(1) の繰延資産の意義については、基礎的事項からの出題であり、将来の期間に影響する特定の費用の要件を中心にある程度記述してもらいたい。(2) は解答例では創立費、開業費、株式交付費について述べているが、もちろん開業費や社債発行費等についてもよい。

解答例

(1) 繰延資産とは、すでに代価の支払いが完了し、または支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用（将来の期間に影響する特定の費用）を、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために経過的に貸借対照表上の借方項目として計上したものである。

将来の期間に影響する特定の費用が繰延経理される理由は、一般に費用収益対応の原則に求められる。すなわち、期間損益計算を適正に行うには、成果とその獲得のために払われた犠牲の間に因果関係を見だし、これを各会計期間において収益・費用として計上していくことが求められる。言い換えれば、当期に発生した費用であっても当期計上された収益獲得には貢献しておらず、将来の収益の獲得に貢献すると予想されるものは、将来の費用とするためにこれを資産として繰り延べる必要があることとなる。

(2) 現行制度で認められている繰延資産の例としては、創立費、開業費、株式交付費を挙げることができる。

創立費とは、会社の負担に帰すべき設立費用であり、具体的には、定款の作成費用、株式募集のための広告費、設立登記の登録税、証券会社の取扱手数料などが該当する。創立費は、原則として支出時の費用（営業外費用）として処理するが、繰延資産として計上した場合には、会社の成立後 5 年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法により償却しなければならない。

開業費とは、会社設立後営業開始までの開業準備のための支出額であり、具体的には、開業準備にあたっての店舗の賃借料、広告宣伝費などが該当する。開業費は、原則として支出時に費用（営業外費用）として処理するが、繰延資産として計上した場合には、開業後 5 年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法により償却しなければならない。

株式交付費とは、会社設立後における新株の発行及び自己株式の処分のための直接の支出額であり、具体的には、株式募集の広告費、証券会社の手数料などが該当する。株式交付費は、原則として支出時に費用（営業外費用）として処理するが、繰延資産として計上した場合には、株式交付時から 3 年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法により償却しなければならない。

以上
(928 字)

TAC 生はココで解けた！

会計学記述テキストP. 57に掲載の問題15や、TAC第2回公開模試(国税専門官)会計学専門記述での出題に類似しているため、これらをしっかり復習していたTAC生は解けたはずである。